

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 149 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 第一期追加接種として、以下のワクチンを接種する場合の方法について、初回接種の終了後からの接種間隔を 5 か月以上から 3 か月以上に変更する。
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 33 年法律第 145 号）第 14 条の承認を受けたものに限る。）
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）
- 第二期追加接種として、以下のワクチンを接種する場合の方法について、第一期追加接種の終了後からの接種間隔を 5 か月以上から 3 か月以上に変更する。
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の承認を受けたものに限る。）
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）
- 令和四年秋開始接種として、以下のワクチンを接種する場合の方法について、初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後からの接種間隔を 5 か月以上から 3 か月以上に変更する。
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年

5月21日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）

- ・ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の承認を受けたもの（予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第7条第1項第3号に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）

第二 施行期日

公布の日（令和4年10月21日）